

公立病院改革ガイドライン(抜粋)

公立病院改革の必要性

①基本的な考え方

地域において真に必要な公立病院については、安定した経営の下で良質な医療を継続して提供することが求められる。

このため、医師をはじめとする必要な医療スタッフを適切に配置できるよう必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すものとする。

国においても、近年多くの公立病院をはじめとして全国各地で医師不足が深刻化していることを受けて、関係省庁が協力して累次にわたり医師確保対策に取り組んできているところであるが、「緊急医師確保対策」（平成19年5月政府・与党とりまとめ）等を踏まえ、今後さらに各般の措置を総合的に講じていく。

②公立病院の果たすべき役割の明確化

研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが挙げられる。

③公立病院改革で有識者懇談会、菅総務相が表明平成19年7月10日（日経速報ニュース）

菅義偉総務相は10日の閣議後の記者会見で、赤字が多い公立病院を見直すため、有識者による「公立病院改革懇談会」を設ける方針を明らかにした。

公認会計士の長 隆氏が座長につき、7月中に第1回会合を開く見通し。

総務省は年内に公立病院の経営効率化などについてガイドラインを策定する方針で、懇談会などで具体的な内容を検討する。

懇談会のメンバーは自治体や病院関係者ら5、6人。菅総務相は政府の経済財政諮問会議で、経営が厳しく、自治体財政の悪化につながる恐れのある公立病院について、改革に乗り出す方針を示していた。

（経済財政諮問会議は、従来の大蔵省主計局を主とした予算編成過程を、官邸主導型に転換する働きをしてきた。

特に小泉純一郎は、諮問会議を最も重要な政策会議と位置づけ、「骨太の方針」を打ち出

すことによって与野党の”抵抗勢力”を退け官邸主導の予算編成に活用した Wikipedia)

④総務省は公立病院改革ガイドライン(平成19年12月24日付総務省自治財政局長通知)を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対して平成20年度内に改革プランを策定し、経営改革に取り組むよう要請しました。

「公的病院に対する財政措置の創設」

過疎地等の「不採算地区」に立地する日本赤十字社等の公的病院の運営費に対する市町村からの助成に対し、公立病院に準じて特別交付税により措置する

⑤平成19年11月12日(月)

総務省自治財政局長

久保信保様

総務省 公立病院改革懇談会座長
長 隆

公立病院改革ガイドラインについて

当懇談会におきましては、貴省において策定される標記ガイドラインに盛り込まれるべき内容等について、本年7月以来、審議を重ねてまいりました。

その結果、当懇談会としては、標記ガイドラインを別添案により策定されることが適当であるとの結論を得ましたので、ご報告します。

なお、公立病院改革の実施に当たっては、以下の点に特に留意すべきとの意見がありましたことを申し添えます。

一、 公立病院改革の最終的な責任は病院開設者たる地方公共団体の長にあり、特に都道府県知事は、地域医療対策協議会等を積極的に活用して、公立病院の再編・ネットワーク化に主体的に取り組むべきであること。

一、 病院管理者は開設者との連繫を密にして、与えられた権限を充分に発揮して改革に取り組むこと。その際には、一般会計等からの支援を当然の前提としてこれに安易に依存することなく、まずは自助努力によって独立採算を目指すという経営の基本を出発点に置くべ

きであること。

一、 国は都道府県と協力して改革プランの策定状況及びその内容、実施状況等を把握するなど、当ガイドラインの実効性の確保に特に配慮するとともに、改革が迅速かつ効率的に進められるよう、所要の財政支援措置を講じるべきであること。

⑥公立病院改革プランの策定（総務省ホームページより抜粋）

- 地方公共団体は、平成 20 年度内に公立病院改革プランを策定
（経営効率化は 3 年、再編・ネットワーク化、経営形態見直しは 5 年程度を標準）
- 当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方を明記
- 経営の効率化
 - ・ 経営指標に係る数値目標を設定
 - 1) 財務の改善関係（経常収支比率、職員給与費比率、病床利用率など）
 - 2) 公立病院として提供すべき医療機能の確保関係 など
 - ・ 一般会計からの所定の繰出後、「経常黒字」が達成される水準を目途
（地域に民間病院が立地している場合、「民間病院並の効率性」達成を目途）
 - ・ 病床利用率が過去 3 年連続して 70%未満の病院は病床数等を抜本的見直し

○ **再編・ネットワーク化**

- ・ 都道府県は、医療計画の改定と整合を確保しつつ、主体的に参画
- ・ 二次医療圏等の単位での経営主体の統合を推進
- ・ 医師派遣拠点機能整備推進。病院間の機能重複を避け、統合・再編含め検討
- ・ モデルパターンを提示
- 経営形態の見直し
 - ・ 人事・予算等に係る実質的権限、結果への評価・責任を経営責任者に一体化
 - ・ 選択肢として、地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡を提示
 - ・ 診療所化や老健施設、高齢者住宅事業等への転換なども含め、幅広く見直し